

## 6. 障がいのある人

### 【施策の方向性】

すべての障がいのある人が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせる社会づくりと平等の実現に向け、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図り、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い諸施策を総合的に進めます。

課 題 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域生活支援及びサービスの提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 地域生活支援及びサービスの充実</li> <li>(イ) ケアマネジメント体制の充実</li> <li>(ウ) 権利擁護の推進</li> <li>(エ) 日常生活における支援</li> </ul> </li> <li>② 生活環境の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道路等生活空間の整備</li> <li>(イ) 住宅環境の充実</li> <li>(ウ) 移動・交通手段の確保</li> <li>(エ) 公共建築物の整備</li> <li>(オ) 防犯・防災体制の充実</li> </ul> </li> <li>③ 保健・医療               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 総合的な健康づくりの推進</li> <li>(イ) 保健活動の推進</li> <li>(ウ) 医療・リハビリテーション体制の充実</li> </ul> </li> <li>④ 情報提供・相談支援体制               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 情報提供の充実</li> <li>(イ) 相談支援体制の充実</li> </ul> </li> <li>⑤ 教育・育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 教育環境の充実</li> <li>(イ) 関係機関との連携</li> <li>(ウ) 人権尊重の意識を高める教育の推進</li> </ul> </li> <li>⑥ 雇用・就業               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 雇用の促進</li> <li>(イ) 総合的な就労支援の推進</li> <li>(ウ) 事業所による社会的障壁の除去及び合理的な配慮の義務化</li> </ul> </li> <li>⑦ 障がいのある人に対する理解・啓発活動の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 広報媒体を活用した理解・啓発の推進</li> <li>(イ) 障害者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施</li> </ul> </li> <li>⑧ 学校や地域における福祉教育の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 学校における福祉教育の充実</li> <li>(イ) 各種講座・学習会の開催</li> <li>(ウ) 体験学習の推進</li> </ul> </li> <li>⑨ 地域参画・生きがいがづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実</li> <li>(イ) 交流・ふれあいの場の充実</li> <li>(ウ) 外出・移動支援の充実</li> <li>(エ) ボランティア活動の育成・支援</li> </ul> </li> </ul>
------------------	--

### 《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
① 地域生活支援及びサービスの提供	(7) 地域生活支援事業	市町村が地域の特性に応じて独自に実施する事業で、必須事業として、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などを行い、任意事業として、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、自動車運転免許取得助成事業及び自動車改造助成事業などを行う。	A	福祉事務所
	(4) ケアマネジメント体制の充実	障がいのある人の地域生活を支援するために、幅広い生活ニーズと様々な社会資源とを適切に結びつける。その際、障がいのある人が自分自身の力で問題を解決できるよう、自己決定、自己選択を尊重する。	A	福祉事務所
	(9) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業補助金交付を行う。	A	福祉事務所

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課	
① 地域生活支援及びサービスの提供	(ウ)	障がい者虐待防止対策事業	障がいのある人に対する虐待を防止するとともに、養護者に対する適切な支援等を行う。	A	福祉事務所
		郵便等による不在者投票	身体に重度の障がいのある人や介護保険法の要介護5の人で、投票日に投票所に行けない人も郵便等により投票を行うことができる。	A	選挙管理委員会
	(エ)	点字広報の作成	各選挙執行時に選挙に関する内容を点字広報として作成し、対象者に配布する。	A	選挙管理委員会
		軽自動車税課税免除	障がいのある人本人もしくは同一世帯の方が、障がいのある人の通院等のために運転する車両及び障がいのある人の利用のために改造された車両について、軽自動車税を免除する。	A	税務課
② 生活環境の整備	(7)	公共駐車場等管理事業	駅や主要バス停に設置している駐車場や駐輪場を適正に管理し、公共交通機関の利用を支援する。	A	防災交通課
		福祉のまちづくり事業	バリアフリー化された歩道の整備を進める。	A	建設課
	(イ)	固定資産税の減額制度【再掲】	住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、居住部分に対する固定資産税額の一部を減額する制度がある。	A	税務課
	(ウ)	住宅改修補助事業 日常生活用具給付事業	バリアフリー化などの住宅改修の補助や日常生活用具を給付することにより、住みやすい住環境づくりを推進する。	A	福祉事務所
		コミュニティバス事業【再掲】	高齢者や障がいのある人等の交通弱者の生活を支援するため、公共交通の維持確保を図る。運行車両については、基本的に福祉対応車両を用いる。	A	防災交通課
	(エ)	市役所庁舎整備事業	市役所本庁舎の建設を予定している。新庁舎については、福岡県福祉のまちづくり条例に適合した庁舎とし、障がいのある人にも利用しやすい建物にする。	A	総務財政課 庁舎・十文字公園整備室
	(オ)	災害時要支援者避難支援事業	災害時の要支援者の避難を支援する。	A	防災交通課
	防犯灯設置補助事業	防犯灯設置費用を補助することで防犯灯設置を促進する。	A	防災交通課	
③ 保健・医療	(7)	がん検診事業	住民健診を充実させ、疾病の予防、早期発見・早期治療を推進する。	A	健康課
		健康相談事業	生活習慣病の予防、健康保持のための相談を実施する。	A	健康課
	(イ)	特定健康診査事業【再掲】	国保加入の40歳から75歳未満の方を対象に特定健診を実施し、生活習慣病予防のための支援を行う。	A	健康課
		特定保健指導事業	特定健診受診者のうち、保健指導が必要な方に生活習慣病予防のための保健指導を行う。	A	健康課

課題分類		事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
③	(ウ)	重度障害者医療費支給制度	重度の障がいのある人に対し、保険診療自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担を低減する。	A	保険年金課
④ 情報提供・相談支援体制	(7)	障がい者向け読書サービス事業	図書館内に、視覚障がい者へ朗読による読み聞かせを行う場として、対面朗読室や拡大読書器の設置を行う。また、点字本や朗読CD、大活字本やわかりやすいように様々な工夫をしたデジタル本などの貸出を行う。	A	文化・生涯学習課
		声の広報事業	目の不自由な方に、声の広報としてカセットテープやCDに広報紙の内容を録音して配布する。	A	人事秘書課
		社会参加促進事業等	音声読み上げ版「声の広報」を視覚障がい者（希望者）に配布し、情報の周知に努める。また、広報「あさくら」紙面上に障がい福祉サービス情報や障がいのある人への理解促進・啓発記事等を年間計画により掲載し、障がいのある人やその家族等へ広く情報の周知に努める。	A	福祉事務所
	(イ)	相談支援事業	福祉事務所に相談員を配置し、相談支援体制の充実強化に努める。	A	福祉事務所
⑤ 教育・育成	(7)	障がい者向け読書サービス事業【再掲】	図書館内に、視覚障がい者へ朗読による読み聞かせを行う場として、対面朗読室や拡大読書器の設置を行う。また、点字本や朗読CD、大活字本やわかりやすいように様々な工夫をしたデジタル本などの貸出を行う。	A	文化・生涯学習課
		学校施設のバリアフリー化	障がい児・者に対応した施設のバリアフリー化を進める。	A	教育課
		特別支援学級や通級指導教室の設置及び特別支援教育支援員の活用	教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした特別支援学級及び通級指導教室を設置する。また、特別支援教育支援員を各学校に配置し、教育内容の充実や教育環境の整備を図る。	A	教育課
	(ウ)	人権セミナー	人権セミナーを開催し、障がいのある人に対する関心と理解を深めてもらう取り組みを実施する。	A	人権・同和対策課
⑥ 雇用・就業	(7)	職員任免事務	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の障がい者雇用の達成を図る。	A	人事秘書課 教育課
	(イ)	雇用促進事業	ハローワーク、労働福祉支援事務所等との連携を図り、求人情報・就労支援情報等の提供を行う。	A	商工観光課
		障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障がい者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労施設等から積極的に物品や役務の調達を行う。	A	福祉事務所

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
⑦ 理解が い啓の ある 活動 人 の 推 進 す る	(7) 障がい者理由とする差別の 解消の推進	平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の周知・啓発を行う。併せて朝倉市職員による障がいのある人に対する差別の解消の取り組みを実効性のあるものにするために策定した「障がい者理由とする差別の解消の推進に関する朝倉市職員対応要領」に基づき、合理的配慮を的確に行うための啓発等に努める。	A	福祉事務所
	(イ) 障がい者週間	毎年、障がい者週間に開催される朝倉市身体障がい者福祉協会主催の「ふれあい集会」に連携協力し、障がいのある人に対する理解・啓発活動の推進に努める。また、広報紙面上に理解促進・啓発記事等を掲載する。	A	福祉事務所
⑧ 学校や 地域に おける 福祉 教育の 充実	(7) 福祉施設との交流	総合的な学習や特別活動の中で、福祉施設との交流を図る活動を推進する。	A	教育課
	(イ) 福祉体験活動	朝倉市社会福祉協議会と連携して、相手の身になって考えることができるよう、中学生でブライندウォークや車いす体験等を行う。	A	教育課
	(ウ) 福祉施設への職場体験活動	中学校の職場体験の中で福祉施設への職場体験活動を推進する。	A	教育課
⑨ 地域 参画・ 生き が い づ く り	(7) 社会参加促進事業等	パソコン教室等生活訓練の実施、各種障がい者スポーツ大会等の支援を行う。	A	福祉事務所
	(イ) ふれあいのまちづくり事業	地域福祉活動推進事業、高齢者等地域見守り活動事業に対して助成を行う。	A	福祉事務所
	(ウ) ・移動支援事業 ・移送サービス事業 ・福祉タクシー助成事業	・外出が困難な重度の障がいのある人に対し、社会生活用必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。 ・一般の交通手段を利用することが困難な重度身体障がい者に対し、朝倉市社会福祉協議会に委託し、移送サービス用自動車（リフトカー）を運行し移動支援及び社会参加の促進を図る。 ・心身に重度の障がいのある人に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、社会参加を促進する。	A	福祉事務所
	(エ) ふれあいのまちづくり事業	ボランティア育成事業、住民福祉ボランティアのつどい事業の助成を行う。	A	福祉事務所